

災害発生時における応急生活物資の供給に関する
協定書

平成31年3月20日

鈴 鹿 市

東海紙器株式会社

Jパックス株式会社

災害発生時における応急生活物資の供給に関する協定書

鈴鹿市（以下「甲」という。）、東海紙器株式会社（以下「乙」という。）及び、Jパックス株式会社（以下「丙」という。）は、災害発生時における応急生活物資（以下「物資」という。）の供給に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生した時又は発生するおそれがある時において、避難所の設営等において必要な物資の調達に関し、必要な事項を定める。

（協力の要請及び受諾）

第2条 甲は、災害時に物資の調達が必要となった場合は、救援物資供給要請書（第1号様式）により、乙及び丙に協力を要請できるものとする。ただし、緊急を要する時は、口頭又は電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

2 乙及び丙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

（物資の種類）

第3条 前条の規定により、甲が要請できる物資の種類は、次に掲げるものとする。

- （1） 段ボール製簡易ベッド
- （2） 段ボール製シート
- （3） 段ボール製間仕切り
- （4） その他乙及び丙の取扱商品

（手続等）

第4条 乙及び丙は、甲の要請を受諾したときは、甲の指定する場所に物資を搬送し納品するものとする。その際に、甲は職員をもってこれを確認し、受け取るものとする。

2 乙及び丙はできる限り物資の組立て等を指導できる者を派遣し、避難所の設営等が円滑に進むよう努めるものとする。

3 乙及び丙は、搬送終了後、速やかに救援物資供給完了報告書（第2号様式）により甲に報告するものとする。

(物資の回収)

第5条 乙及び丙は、納品した物資の使用が終了し、甲から依頼があった場合は、できる限り物資の回収について調整を行い、リサイクルに努めるものとする。

(費用の負担)

第6条 甲は、乙及び丙に対し、第4条第1項の規定により納品された物資の費用及び物資の運搬に要した費用について負担するものとする。

2 費用の価格は、災害発生時の直近の価格を基準とし、甲、乙及び丙協議のうえ、定めるものとする。

(費用の支払)

第7条 費用は、乙及び丙が甲に請求するものとし、甲は請求書を受け取った日から起算し、30日以内にこれを支払うものとする。ただし、甲が予算措置を必要とする場合は、予算措置後速やかに支払うものとする。

(連絡窓口)

第8条 甲、乙及び丙は、この協定に関する連絡窓口を定め、相手方に通知しなければならない。また、連絡窓口を変更したときも同様とする。

(情報の共有等)

第9条 甲、乙及び丙は、この協定に定める事項の円滑な実施を図るため、情報を共有するとともに、必要な連絡及び調整を図るものとする。

(有効期間)

第10条 この協定書の有効期間は締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに、甲、乙及び丙は、各相手方に対し文書による終了の意思表示がない場合は、更に1年間継続するものとし、以後この例による。

(疑義の解決)

第11条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関して疑義が生じたときは、その都度甲、乙及び丙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙記名押印の

上，各自その1通を保有する。

平成 31 年 3 月 20 日

(甲) 三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号
鈴鹿市
鈴鹿市長

(乙) 愛知県名古屋市南区豊田5丁目15番15号
東海紙器株式会社
代表取締役

(丙) 大阪府八尾市太子堂2丁目5番38号
Jパックス株式会社
代表取締役

第1号様式（第2条関係）

年 月 日

社名
代表者 様

鈴鹿市長

救 援 物 資 供 給 要 請 書

災害発生時における応急生活物資の供給に関する協定書第2条第1項の規定により、
次のとおり協力を要請します。

物資の種類	数量	搬送日時	搬送場所	備考

(鈴鹿市連絡担当者)

所 属	
職名・氏名	
電話番号	

第2号様式（第4条関係）

年 月 日

鈴鹿市長 様

社 名
代表者

救 援 物 資 供 給 完 了 報 告 書

災害発生時における応急生活物資の供給に関する協定書第4条第3項の規定により、
次のとおり供給したことを報告します。

物資の種類	数量	搬送日時	搬送場所	備考

（ 連絡担当者）

所 属	
職 名 ・ 氏 名	
電 話 番 号	